



第4章 実施すべき施策

目指すべき将来像の実現に向けて、実施すべき施策を示す。

1. 環境形成

--- (1) 自転車通行空間等の計画的な整備推進

- ① 自転車通行空間等の整備
- ② 道路標識・道路標示の適切な設置・運用

--- (2) 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進

- ① 路外駐車場や荷捌き用駐車スペースの確保
- ② パーキング・メーター等の撤去の検討
- ③ 駐車禁止等の規制実施
- ④ 違法駐車等の積極的な取締り
- ⑤ 駐車監視員による放置車両の確認

--- (3) 自転車シェアリングの普及促進

- ① 自転車シェアリングの利用促進
- ② サイクルポート用地確保の支援
- ③ 鉄道駅周辺へのサイクルポート設置等の推進
- ④ 広域相互利用エリアの拡大

--- (4) 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進

- ① ニーズに対応した自転車駐車場の整備
- ② 鉄道事業者等との連携

--- (5) 放置自転車対策の推進

- ① 放置自転車対策の広報・啓発

--- (6) まちづくりと連携した総合的な取組の実施

- ① まちづくりと連携した自転車施策の推進
- ② ゾーン30や狭さく等によるまちづくりの実施
- ③ 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

2. 健康増進

--- (1) サイクルスポーツ振興の推進

- ① 公園等の有効活用による身近なスポーツ環境の創出

--- (2) 健康づくりの推進

- ① 健康増進の広報啓発

--- (3) 自転車通勤等の促進

- ① 自転車通勤の広報啓発
- ② 地方公共団体の庁舎における自転車駐車場の整備
- ③ 民間事業者における自転車駐車場の整備

3. 観光振興

--- (1)国際的なサイクリング大会等の開催

- ① 国際的なサイクリング大会等の開催

--- (2)サイクリング環境の創出

- ① サイクリング環境に関する情報提供
- ② 自転車マップの作成

--- (3)観光に向けた自転車の活用

- ① 観光に向けた自転車の活用

4. 安全・安心

--- (1)安全性の高い自転車普及の促進

- ① 自転車の積載制限に関する啓発

--- (2)自転車の点検整備の促進

- ① より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

--- (3)自転車の安全利用の促進

- ① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
- ② 交通安全意識、ルール・マナー向上を図る広報啓発
- ③ ヘルメット等の安全対策器具の広報啓発
- ④ 自転車運転者講習制度の着実な運用
- ⑤ 交通安全教育に必要な知識の習得
- ⑥ 高齢者向けの安全教育の推進
- ⑦ 行政職員のルールの遵守
- ⑧ 自動車運転者等に対する教育の実施
- ⑨ 事業者における安全教育の推進
- ⑩ 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施
- ⑪ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

--- (4)学校における交通安全教育の推進

- ① 交通安全教室の開催
- ② 通学路周辺の安全点検の実施

--- (5)災害時における自転車の活用

- ① 災害時における自転車の活用

--- (6)その他

- ① 自転車損害賠償保険への加入促進

継続実施 …既存計画・事業に基づき、引き続き実施する

新規実施 …新たに実施する

検討 …次期計画策定に向けて検討する

1 環境形成

(1) 自転車通行空間等の計画的な整備推進

① 自転車通行空間等の整備

- 「東京都自転車走行空間整備推進計画」等に基づき、歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、交通管理者と連携して、自転車レーンや広い歩道を活用した自転車歩行者道など、地域の道路事情に応じた整備手法により整備を進める。 継続実施

<車道を活用>



自転車道



普通自転車通行帯(自転車レーン)



車道混在(自転車ナビマーク・自転車ナビライン)

<歩道内で整備>



自転車歩行者道(構造的分離)



自転車歩行者道(視覚的分離)

図 4-1 自転車通行空間の整備手法

■ 東京都自転車走行空間整備推進計画

自転車利用の安全性や快適性を向上させるため、自転車交通量が多く事故の危険性がある区間など 154km を「優先整備区間」に選定。

東京 2020 大会までに都道における整備延長を累計 232km とする（優先整備区間等 120km＋計画策定時点における整備済区間 112km）。

対象道路	都道
事業規模（優先整備区間）	154km
計画目標	東京 2020 大会までに 232km 整備完了

■ 臨港道路等における自転車通行空間の整備について

東京 2020 大会開催前までに、臨港道路等を 32km 整備する。

■ 自転車推奨ルート

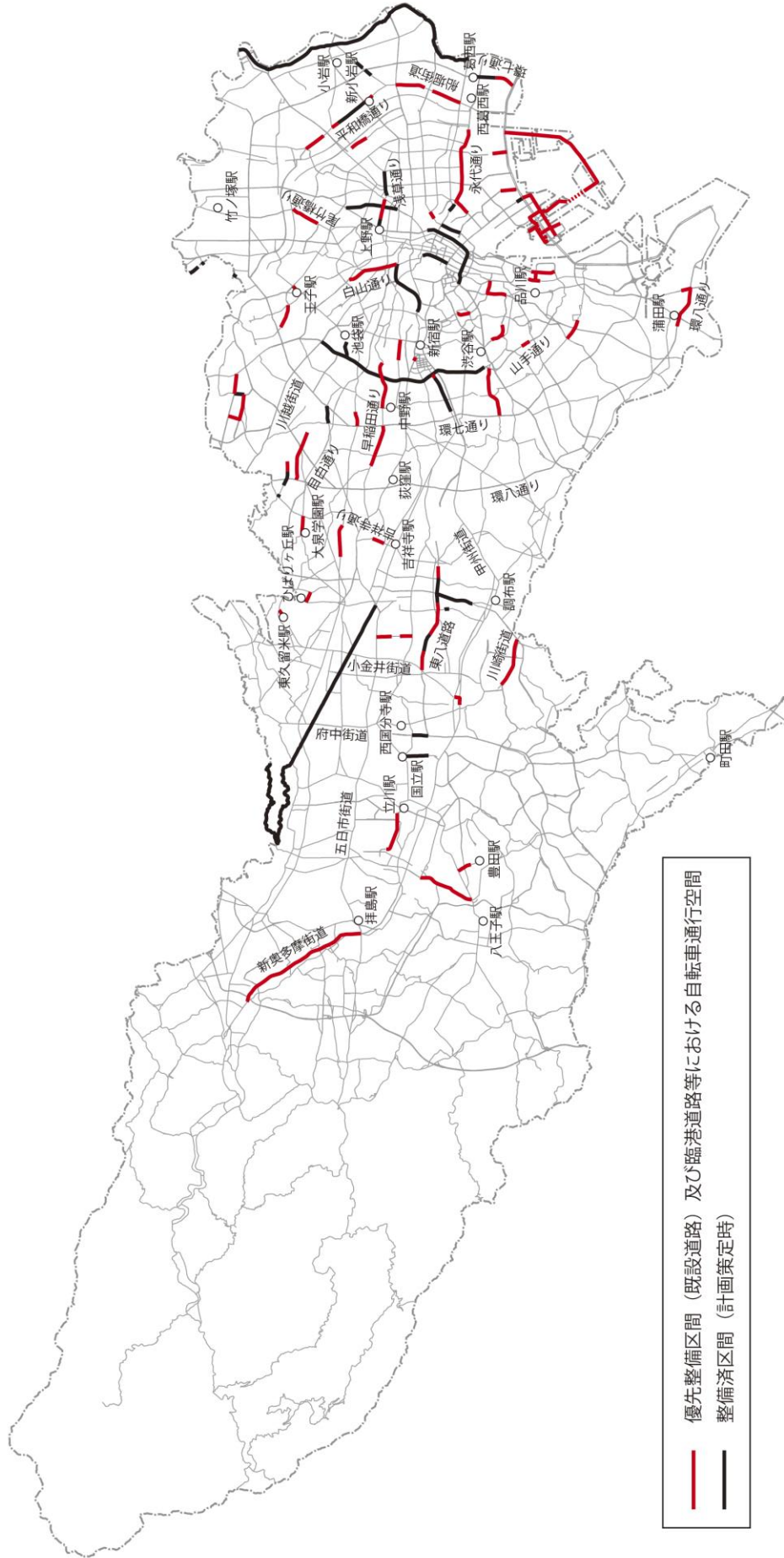
競技会場や主要な観光地の周辺 7 地区を対象に、国・東京都・区市・警視庁で構成する検討会において、自転車推奨ルートを設定。

対象道路	国道、都道、臨港道路等、区市道*
事業規模	約 200km
計画期間	東京 2020 大会まで

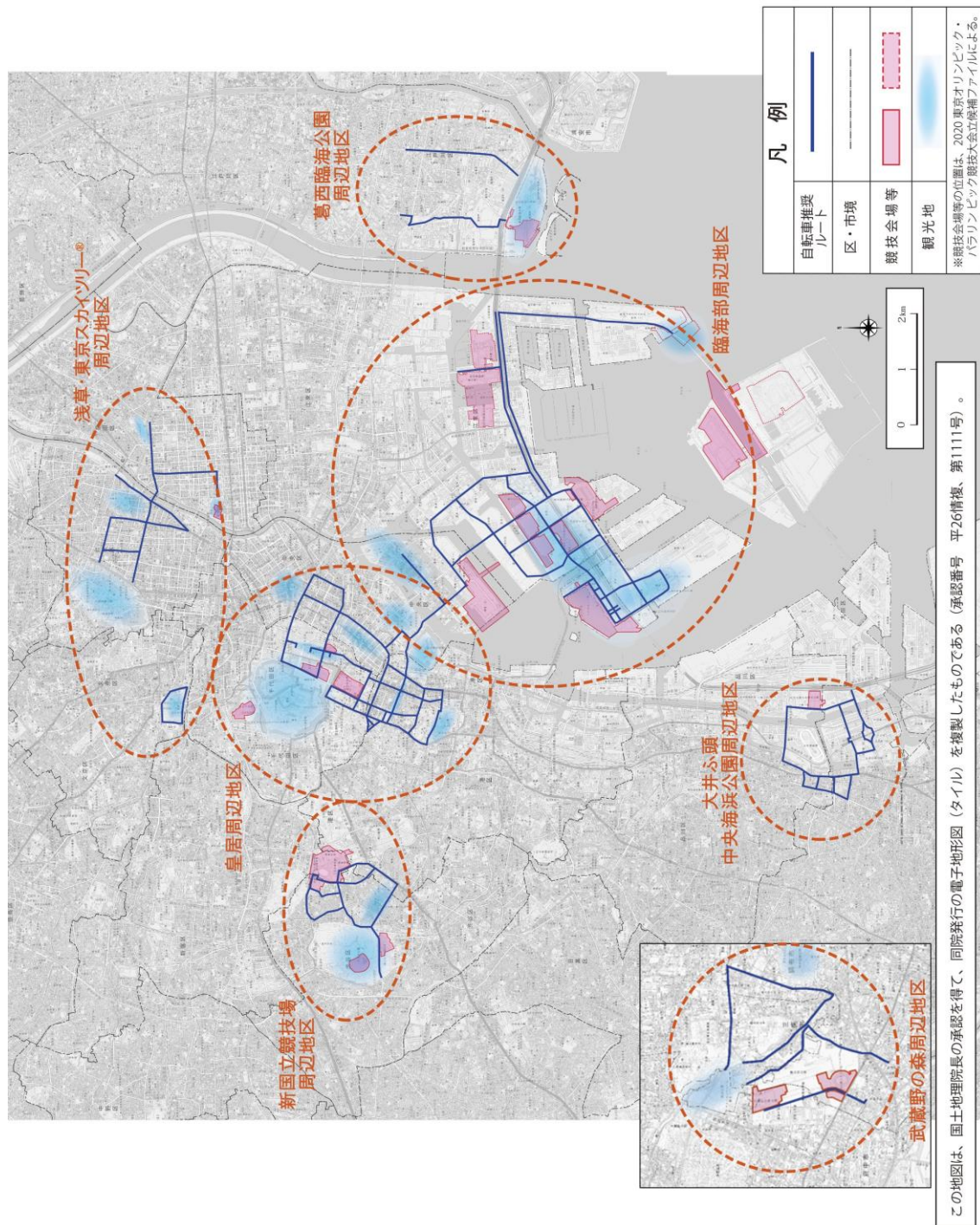
※ 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、江戸川区、三鷹市、府中市及び調布市



■ 東京都自転車走行空間整備推進計画における優先整備区間 (154km) ・ 整備済区間 (112km) 及び臨港道路等 (32km) における自転車通行空間



■ 自転車推奨ルート^①の整備エリア（7地区）



② 道路標識・道路標示の適切な設置・運用

- 自転車通行空間の整備においては、統一された標識・路面標示等により、歩行者や自転車利用者に分かりやすい誘導・案内を行う。特に、自転車の通行位置及び進行方向を示すピクトグラム等は、東京都内においては自転車ナビマーク及び自転車ナビラインを用いる。 継続実施

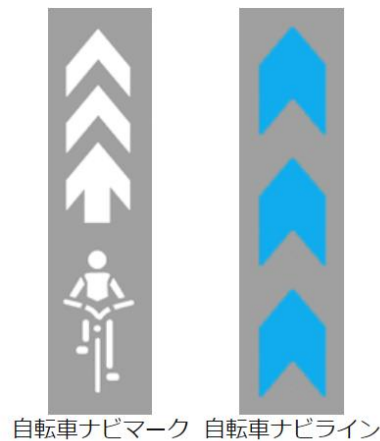


図 4-2 自転車ナビマーク・自転車ナビラインの形状

- 生活道路における歩行者・自転車利用者の交通事故防止のために、道路標識の超高輝度化等の整備等の各種交通事故対策を推進する。 継続実施

「(1) 自転車通行空間の計画的な整備推進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間等	192km (2017年度)	232km	東京2020大会まで
	自転車通行空間の臨港道路等	0km (2017年度)	32km	東京2020大会まで
	自転車推奨ルート	73km (2017年度)	200km*	東京2020大会まで

※ 優先整備区間及び臨港道路等との重複区間約60kmを含む。

(2) 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進

① 路外駐車場や荷捌き用駐車スペースの確保

- 路上での荷捌き行為を解消するため、駐車場事業者の協力を得て、コインパーキングを活用した「荷捌き可能駐車場」を確保する。 継続実施



図 4-3 荷捌き可能駐車場

- 都内総合駐車場案内サイト「s-park」を活用し、「荷捌き可能駐車場」の位置や満空情報等の利用案内を実施する。 継続実施

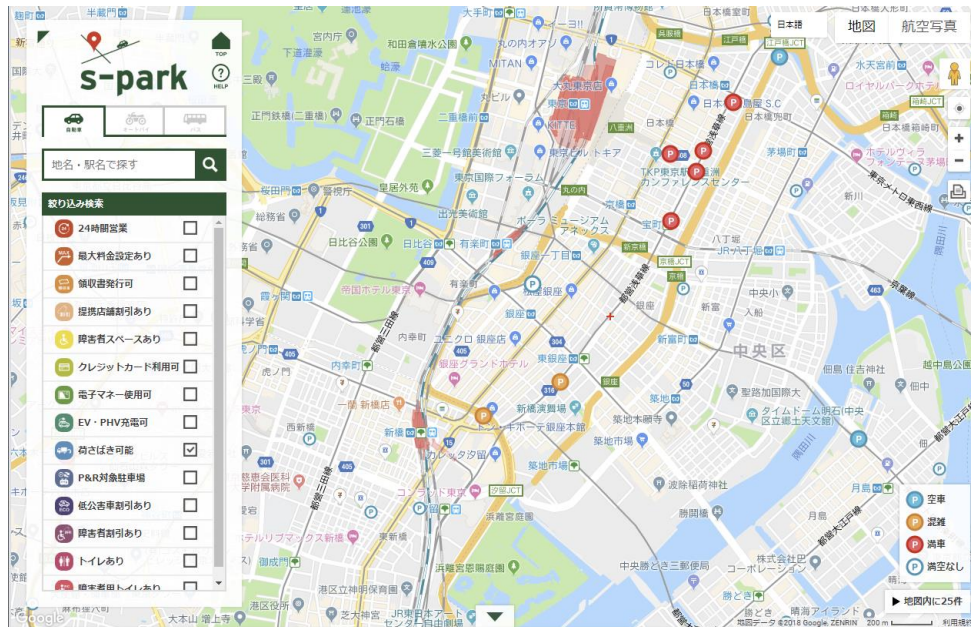


図 4-4 都内総合駐車場案内サイト「s-park」

出典：都内総合駐車場案内サイト「s-park」



- 駐車地域ルール※検討などの機会をとらえ、共同荷捌きスペースの整備など、路上駐車への削減に向けた技術的助言を実施する。 **継続実施**

② パーキング・メーター等の撤去の検討

- 利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を検討する。 **検討**



(撤去前)



(撤去後)

図 4-5 自転車専用通行帯の整備事例

出典：一般社団法人東京駐車協会ホームページ

③ 駐車禁止等の規制実施

- 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態等や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。 **検討**

④ 違法駐車の積極的な取締り

- 自転車の車道通行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化する。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等の設置路線を重点路線等に指定する。 **継続実施**

※ 駐車地域ルールとは、東京都駐車場条例による一律の附置義務駐車場の整備ではなく、各地区の特性に応じた駐車施設の附置に関するルールを定めたもの。

- 「取締り活動ガイドライン」に沿った指導取締りをはじめ、地域交通安全活動推進委員の方々や関係機関・団体等と協力して、違法駐車抑止のための広報啓発活動を展開するなど、放置駐車等の追放対策を推進する。 継続実施

違法駐車をなくすためには

ドライバーの方へ

駐車場を利用しましょう（行き先地の駐車場を確認しましょう）

- ・ 四輪車の方は
 - [S-park \(外部サイト\)](#)
都内駐車場案内 公共財団法人 東京都道路整備保全公社
- ・ 二輪車の方は
 - [S-park for riders \(外部サイト\)](#)
都内時間貸オートバイ駐車場案内 公益財団法人 東京都道路整備保全公社
- ・ パーキング・メーター、パーキング・チケットを利用しましょう

> [パーキング・メーター](#)

運送業者の方へ

- ・ 荷物の積み下ろしは、駐車施設、荷捌き場を利用しましょう
- ・ 貨物用パーキング・メーターを利用しましょう
- ・ タクシーの客待ちは指定された場所で行いましょう

□ [S-park \(外部サイト\)](#)

商業施設関係者の方

- ・ 荷受け時間が集中しないようにしましょう
- ・ 荷捌き場所や来店者用の駐車場所を確保しましょう

図 4-6 WEB での違法駐車抑止のための広報啓発活動

⑤ 駐車監視員による放置車両の確認

- 駐車監視員を活用し、放置駐車を行った者又は放置車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進する。 継続実施

(3) 自転車シェアリングの普及促進

① 自転車シェアリングの利用促進

- 近距離の移動に適した環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、自転車シェアリングの普及啓発を行う。あわせて、自転車シェアリングを実施する自治体と連携して、交通ルールや自転車の安全利用について周知する。

継続実施



図 4-7 リーフレット「自転車シェアリングの安全で快適な利用案内」

② サイクルポート用地確保の支援

- サイクルポートの拡充のため、公有地等における用地確保について、自転車シェアリング事業に取り組む自治体を支援する。 継続実施



図 4-8 サイクルポートの設置例(東京テレポート駅前)

③ 鉄道駅周辺へのサイクルポート設置等の推進

- 公共交通機関との連携を図るため、鉄道事業者等に駅周辺へのサイクルポート設置協力を働きかけるとともに、駅等における自転車シェアリングの案内サイン設置に向け、自転車シェアリング事業に取り組む自治体と連携して実施する。

継続実施



図 4-9 自転車シェアリングの案内サイン例



④ 広域相互利用エリアの拡大

- 区市町村が実施する自転車シェアリング事業について、行政区域を越えた利用が可能となる広域相互利用エリアの拡大に向け、取組を支援する。 継続実施



図 4-10 広域相互利用エリア 9 区(2018 年 4 月)

「(3) 自転車シェアリングの普及促進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
広域相互利用エリアの拡大	広域相互利用に参加する自治体数	9区 (2018年4月)	エリア拡大	2020年度

(4) 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進

① ニーズに対応した自転車駐車場の整備

- 交通安全施設等整備事業を活用して、国庫補助、都補助等により区市町村の都市計画自転車駐車場等の整備を促進する。 **継続実施**
- 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「自転車安全利用条例」という。）及び東京都自転車安全利用推進計画に基づき、顧客等による自転車の駐車需要を生じさせている事業者や自転車通勤を認めている事業者による自転車等の駐車場所の確保等の取組を推進する。 **継続実施**
- 自転車駐車場の整備にあたっては、様々な工夫により、利用者にとって使いやすい駐車場にする。 **検討**

② 鉄道事業者等との連携

- 自転車駐車場の用地確保に関し、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行う。
また、鉄道事業者は、行政^{※1}から自転車駐車場の設置に協力を求められたときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき積極的に協力する。 **継続実施**
- 各種業界団体等を通じて、自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、自転車駐車場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による自転車駐車場の整備を促す。 **継続実施**

「(4) 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
自転車駐車場の整備促進	自転車駐車場の整備台数 ^{※2}	888,610 台 (2017 年度)	900,000 台	2020 年度

※1 行政とは、東京都、警視庁、国及び区市町村を示す。

※2 原動付自転車及び自動二輪車を除く。



(5) 放置自転車対策の推進

① 放置自転車対策の広報・啓発

- インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の自転車駐車場の情報を提供することにより、自転車利用者による自転車駐車場の利用を促進する。

継続実施

都が把握している事業者等による取組
<ul style="list-style-type: none">● ヤフー株式会社 Yahoo!JAPANが提供する「Yahoo! ロコ」において、パソコンやスマートフォンを使った検索、ルート案内等が可能（平成25年4月1日から）● パイオニア株式会社 サイクルナビゲーション"ポタナビ"において、地図上の表示、検索、詳細情報表示等が可能（平成25年4月1日から）● 株式会社ゼンリン 練馬区住宅地図（書籍）から順次駐輪場を反映（平成25年5月上旬から）● 株式会社ナビタイムジャパン スマートフォン向けアプリケーション"自転車NAVITIME"等において、駐輪場の検索、ルート案内等が可能（平成25年5月20日から）● イサナドットネット株式会社 スマートフォン向けアプリケーション"駐輪場検索-東京都版-"において、駐輪場の検索、ルート案内等が可能（平成25年5月21日から）● 電気通信大学大学院（大須賀研究室） 駐輪場と放置自転車を同時に確認することができる「放置自転車マップ」において、都が提供する駐輪場情報を活用
公開データ
<p>▶ 駐輪場情報（CSVファイル、最終更新日：平成30年6月5日）</p>
<p>※顧客向け駐輪場等の利用者が限定されているもの以外の駐車場で、都が区市町村を通じて把握した公営・民営の駐輪場の情報を提供しています。駐輪場の箇所の追加や利用条件等の情報の更新は、随時行います。</p>

図 4-11 自転車駐車場情報の提供

- 放置自転車対策の基礎資料を作成し、規制、撤去、処分や自転車等駐車場の整備の現況等について、都民、区市町村、関係団体等に情報提供する。 継続実施
- 放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行う。 継続実施

- 行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と自転車駐車場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐車秩序の確立を図る。

放置自転車削減を一層効果的に推進するため、インターネット、デジタルサイネージ等の広報手法も活用し、キャンペーンの周知を行う。 継続実施



図 4-12 キャンペーンのポスター、広報動画

「(5) 放置自転車対策の推進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	28,956 台 (2017 年度)	20,000 台以下	2020 年度

(6) まちづくりと連携した総合的な取組の実施

① まちづくりと連携した自転車施策の推進

- 官民が一体となった大規模再開発等のまちづくりを検討する際、居住者・来訪者、自動車・自転車・歩行者の誰もが快適・安心に過ごせるように、自転車通行空間や自転車駐車場に配慮した計画となるよう支援する。 継続実施



図 4-13 晴海五丁目西地区整備イメージ

② ゾーン 30 や狭さく等によるまちづくりの実施

- まちづくりに合わせて生活道路における通行区分を明確にするための路側帯のカラー舗装化、自動車通行速度を 30km/h 以下に抑制する“ゾーン 30”の整備、自転車の停止位置の前出し等、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備する。 継続実施



図 4-14 ゾーン 30 の対策イメージ

③ 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

- 無電柱化事業に合わせて自転車通行空間の確保が可能な場合は、自転車通行空間の整備に取り組んでいく。 継続実施



図 4-15 自転車通行空間の整備事例(墨田区業平、浅草通り)

「(5) まちづくりと連携した総合的な取組の実施」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
安全対策の実施	ゾーン 30	336 箇所 (2018 年度)	360 箇所	2020 年

2 健康増進

(1) サイクルスポーツ振興の推進

① 公園等の有効活用による身近なスポーツ環境の創出

- 海上公園内にサイクリング環境を整備し、仕事帰りや休日に身近にスポーツを楽しめる環境の創出を推進する。 継続実施



図 4-16 海上公園内サイクリングルートへの整備

「(1) サイクルスポーツ振興の推進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルートへの整備	2.0km (2017年度)	11.5km	2024年度

(2) 健康づくりの推進

① 健康増進の広報啓発

- 健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」において、生活習慣病の予防や生活習慣の改善を図るために、ウォーキングやサイクリング等の日常生活における習慣的な運動を呼びかける等の広報啓発を実施する。 継続実施



図 4-17 とうきょう健康ステーション

(3) 自転車通勤等の促進

① 自転車通勤の広報啓発

- 社員のスポーツ活動を推進する取組やスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を認定する「東京都スポーツ推進企業認定制度」において、自転車通勤を推奨している企業についても「東京都スポーツ推進企業」として認定し、取組内容をホームページ等で紹介する。 継続実施



(2016 年度)



(2017 年度)

図 4-18 自転車通勤を推奨している企業の例

出典：東京都スポーツ推進企業 取組事例集

② 地方公共団体の庁舎における自転車駐車場の整備

- 都の施設へ自転車で来訪される方や自転車通勤者が利用する自転車駐車場の整備について検討する。 検討

③ 民間事業者における自転車駐車場の整備

- 事業者は、敷地内における自転車の駐車場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための自転車の駐車場所の確保を推進する。 継続実施

3 観光振興

(1) 国際的なサイクリング大会等の開催

① 国際的なサイクリング大会等の開催

- 東京 2020 オリンピック競技大会では、都内において自転車競技（ロード、BMX※ フリースタイル、BMXレーシング）が開催予定であり、ロード（ロードレース）のコースは、武蔵野の森公園がスタート会場に、BMXフリースタイル及びBMXレーシングは、有明アーバンスポーツパークが会場になっている。 新規実施

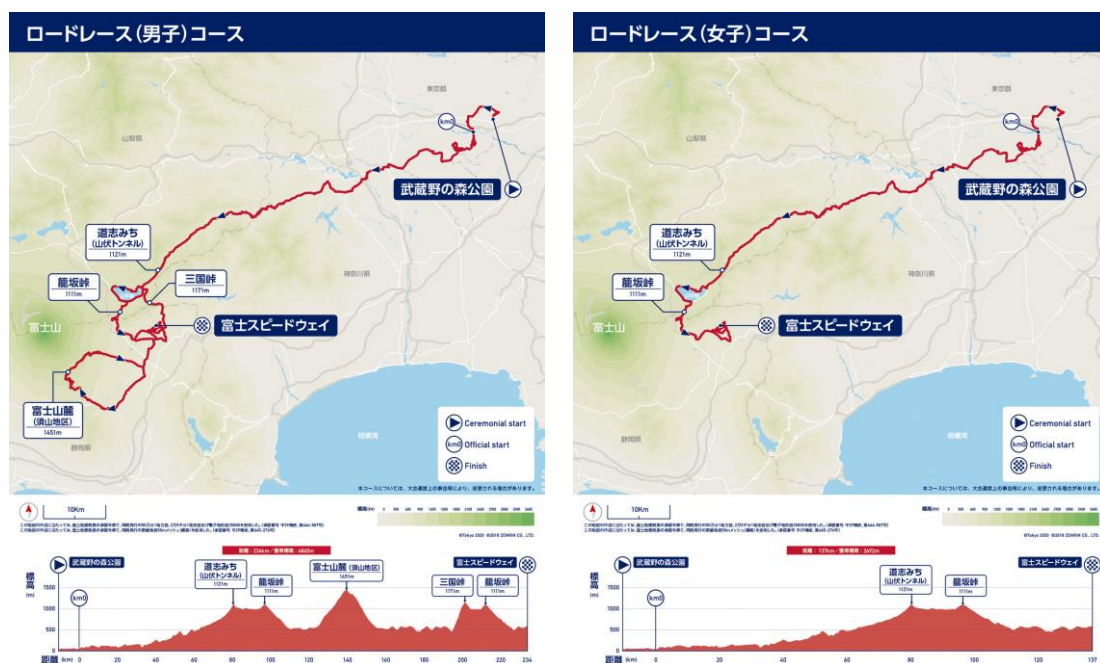


図 4-19 ロードレースコース(東京 2020 オリンピック)

※ BMX（ビーエムエックス）とは、バイシクル・モトクロスのことであり、オートバイのモトクロスの影響を受けてアメリカで誕生した競技である。



Photo by tokyo2020/Shugo TAKEMI

図 4-20 BMXレーシング(リオ 2016 オリンピック)



図 4-21 会場予定地(有明アーバンスポーツパーク)

(2) サイクリング環境の創出

① サイクリング環境に関する情報提供

- スポーツTOKYOインフォメーション（東京都のスポーツ情報ポータルサイト）において、都立公園や区市町村のサイクリングコースの紹介を行い、都内で楽しめる場所の情報提供を実施する。 **継続実施**



図 4-22 サイクリングコースの紹介

出典：スポーツTOKYOインフォメーション

② 自転車マップの作成

- 自転車利用者の利便性向上に向けて、自転車シェアリングのポート位置とその周辺の観光施設や自転車駐車場の位置等を記載した自転車マップを作成する。また、マップの情報更新・コンテンツ充実等、WEBやアプリ等による情報発信方法を検討する。 **新規実施**

「(2) サイクリング環境の創出」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
自転車マップの作成	自転車マップの作成	—	作成	2019年度



(3) 観光に向けた自転車の活用

① 観光に向けた自転車の活用

- 旅行者の観光地における快適な移動手段の一つとして、自転車に関する情報発信を東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等で行う。 **継続実施**
- 多摩・島しょ地域における観光客の移動アクセス手段の更なる充実に向けて、電動アシスト自転車の活用を支援する。また、多摩地域においては、シェアサイクルを活用した実証実験を行い、広域的な観光スポットをめぐる交通手段としての有効性を検証する。 **新規実施**

4 安全・安心

(1) 安全性の高い自転車普及の促進

① 自転車の積載制限に関する啓発

- 東京都道路交通規則に示された自転車の積載制限について、周知を図る。

継続実施

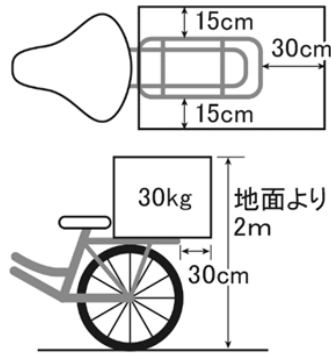


図 4-23 自転車への積載制限

資料：東京都道路交通規則より作成



(2) 自転車の点検整備の促進

① より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

- 日常的・定期的に、点検整備すべき項目や方法等を示した「東京都自転車点検整備指針」に基づくホームページでの呼びかけ等により、普及啓発を図る。

継続実施

- 自転車利用者等による点検整備が行われるよう、「東京都自転車点検整備指針」で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表する。
また、定期的な点検整備について、関係団体等と連携し、普及啓発を図る。

継続実施



図 4-24 日常的な点検整備のポイント

(3) 自転車の安全利用の促進

① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

- 自転車安全利用条例及び自転車安全利用推進計画に基づき、自転車利用者、行政、事業者、学校、保護者などの関係者による自転車安全教育を推進する。

継続実施



(小学生・保護者用)



(高齢者用)



(幼児の保護者用(英語版))

図 4-25 自転車安全利用リーフレット

② 交通安全意識、ルール・マナー向上を図る広報啓発

- 行政は、全国交通安全運動、自転車安全利用TOKYOキャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行う。

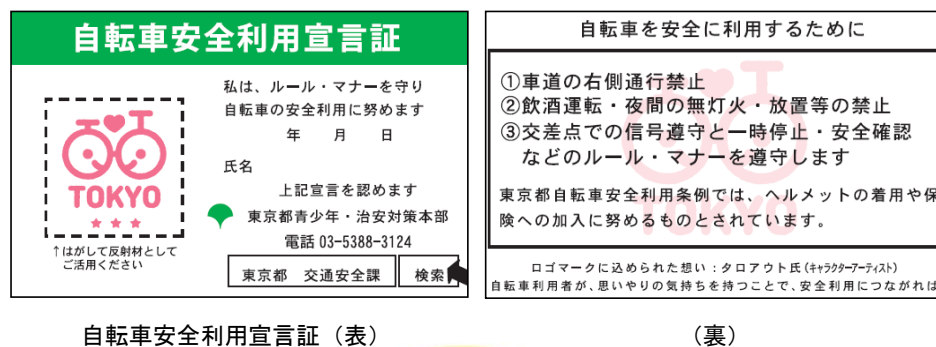
継続実施



図 4-26 自転車安全利用 TOKYO キャンペーン



- 自転車安全利用PRサポーターである「東京交通少年団」と連携し、子供の視点から自転車の安全利用を訴えかけるなど、効果的な啓発活動を行う。 **継続実施**
- 東京都が実施するセミナーや自転車シミュレータ交通安全教室の受講者等に、自転車安全利用を推進するロゴマークをレイアウトした反射材シール付の「自転車安全利用宣言証」を交付し、社会全体で自転車安全利用に取り組む気運を高める。 **継続実施**



自転車安全利用宣言証（表）

（裏）

図 4-27 自転車安全利用宣言証

- 自転車安全利用宣言証の協賛企業等と連携し、交通安全教室等の受講者に対する特典制度の普及啓発に努め、都民が自覚して自転車の安全利用のため行動する気運を醸成する。 **継続実施**



図 4-28 自転車安全利用協力企業用ステッカー

- 自転車の安全利用に積極的に取り組む企業の拡大を図るため、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める企業を「自転車安全利用モデル企業」に指定し、「指定書」を交付する。 **継続実施**

③ ヘルメット等の安全対策器具の広報啓発

- 自転車用ヘルメット着用の促進を図るため、ポスターやインターネット等を活用した広報啓発活動を実施し、社会全体におけるヘルメット着用の気運醸成を図る。

継続実施



図 4-29 ヘルメット着用啓発リーフレット

- 行政は、ヘルメット着用による頭部保護の必要性について、人口当たりの事故発生件数の多い高校生や事故による死者数の多い高齢者をはじめとした自転車利用者に、広報啓発等を行い、社会全体でのヘルメット着用の気運醸成を図る。

継続実施

④ 自転車運転者講習制度の着実な運用

- 自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して自転車運転者講習の受講を命令する制度（自転車運転者講習制度）の周知及び適切な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図る。

継続実施

⑤ 交通安全教育に必要な知識の習得

- 行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援する。

継続実施



- 事業者による従業員への教育が適切に実施されるよう、自転車安全利用TOKYOセミナーなどの安全教室を開催するなど、事業所内における自転車安全利用に係る責任者等の人材育成を行う。 **継続実施**



図 4-30 自転車安全利用 TOKYO セミナー

⑥ 高齢者向けの安全教育の推進

- 行政は、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせる。

継続実施



図 4-31 高齢者向け自転車安全利用講習会

⑦ 行政職員のルールへの遵守

- 業務で自転車を利用する行政職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用する。 **継続実施**

⑧ 自動車運転者等に対する教育の実施

- 自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教える。 **継続実施**

⑨ 事業者における安全教育の推進

- 事業者による従業員への自転車安全教育が広く推進されるよう、従業員の自転車安全利用に関する事業者の責任、自転車に関する交通ルールや効果的な安全教育の方法等を内容とした事業者向け自転車安全利用研修用動画の活用を促進するとともに、各主体の取組が普及、定着するよう、講習会を開催する。 **継続実施**
- 自転車安全利用に向けて従業員の研修等を行う「自転車安全利用推進者」を選定し、安全利用の取組を推進する事業者を「自転車安全利用推進事業者」とし、様々な支援を行う。 **継続実施**

⑩ 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施

- 交通ルール・マナーを守らない自転車通行に対しては自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化する。また、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施する。 **継続実施**

⑪ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

- 一般財団法人東京都交通安全協会と連携して、地域交通安全協会、地域事業者等のボランティアを対象とした「自転車安全教育指導員養成講習」を開催して指導者を養成し、地域、事業所等における自転車安全利用の指導・啓発活動を促進する。 **継続実施**



- 「自転車安全利用指導員※」による街頭における効果的な啓発・指導を行う。

継続実施

「(3) 自転車の安全利用の促進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	28人 (2017年)	20人以下	2020年中
	自転車関連事故件数	10,949件 (2017年)	8,000件以下	2020年中

※ 自転車安全利用指導員とは、自転車の交通ルール・マナーの向上を図ることを目的に、自転車による信号無視や一時不停止など交通事故に直結しやすい違反行為の未然防止に努めるとともに、違反行為をした自転車利用者等に対して啓発や指導を行うもの。

(4) 学校における交通安全教育の推進

① 交通安全教室の開催

- 学校において、幼児・児童・生徒・学生が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、それぞれの発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）等を参考として、参加・体験・実践型の安全教室^{※1}を行政と連携して開催するなど、効果的な教育を推進する。**継続実施**

② 通学路周辺の安全点検の実施

- 教育委員会、警察、道路管理者、保護者及び地域住民が連携して、通学路における定期的な交通安全点検等を行うことによって、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を進める。**継続実施**

(5) 災害時における自転車の活用

① 災害時における自転車の活用^{※2}

- 災害時における職員の参集に当たっては、電車等の公共交通機関の利用が困難となることを見込まれるため、状況に応じて自転車も活用し、各職員が最も早く到着可能な手段により参集する^{※2}。**継続実施**

※1 参加・体験・実践型の安全教室とは、スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室、街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した交通安全教室などをいう。

※2 都内に震度6弱以上の地震が発生した場合に実施される交通規制について、自転車は、環状第7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外（ただし、災害発生直後の第一次交通規制における「緊急自動車専用路」及び第二次交通規制における「緊急交通路」上は通行禁止）。



(6) その他

① 自転車損害賠償保険への加入促進

- 自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額な賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、自転車安全利用条例及び東京都自転車安全利用推進計画に基づき、保険事業者による自転車損害賠償保険の普及を進めるとともに、自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者による自転車損害賠償保険への加入等を推進する。 継続実施